

和歌山県公立高等学校学び直し支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条各号に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）を中途退学した後、再び県内の公立の高等学校（法第2条第1号に掲げる高等学校をいう。以下同じ。）で学び直す者に対して、法第3条に定める高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間である36月（定時制又は通信制にあっては、48月）の経過後も、卒業までの間、継続して就学支援金に相当する額を学び直し支援金として、予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）及び高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の事務処理について（平成26年4月1日付け25文科初第1455号通知）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(受給資格)

第2条 学び直し支援金は、県内の公立の高等学校に在学する生徒であって、次の各号のいずれにも該当する者のうち、第3条第1項の認定を受けた者に対し、当該高等学校（その者が同時に2以上の対象校の課程に在学するときは、これらのうちいずれか1の対象校の課程）における就学について支給する。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- (3) 法第3条第2項第2号の規定に該当する者
- (4) 平成26年4月1日以降に高等学校に入学した者（就学支援金に係る新制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であったもの又は同法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかったもの（同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）に限る。）
- (5) 高等学校等を退学したことがある者
- (6) 和歌山県での学び直し支援金の支給及び他の都道府県での同等の支援金の支給を通算して24月以上受けていない者
- (7) 法第3条第2項第3号に該当しない者（その保護者等が同号に規定する保護者等に該当する者に限る。）

2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

(受給資格の認定等)

第3条 公立の高等学校に在学する生徒で学び直し支援金の支給を受けようとする者（以

下「申請者」という。)は、和歌山県公立高等学校学び直し支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書(別記第1号様式)に保護者等の**所得に関する書類**を添付し、設置者等(市立の高等学校にあっては当該高等学校の設置者、県立の高等学校にあっては申請者が在学する高等学校の学校長をいう。以下同じ。)を経由して、知事が別に定める期日までに、和歌山県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)に提出して、学び直し支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

- 2 設置者等は、前項の申請書の提出があったときは、学び直し支援金受給資格認定申請者一覧(別記第2号様式その1又はその2)を作成して県教育委員会へ提出するものとする。
- 3 県教育委員会は、第1項の認定をしたとき又は認定却下の決定をしたときは、設置者等に対し、学び直し支援金受給資格の認定結果を通知するものとし、申請者に対しては、学び直し支援金の受給資格認定について(別記第3号様式)により受給資格の認定の通知、又は学び直し支援金の受給資格認定について(別記第4号様式)により不認定の通知をするものとする。

(代理受領等)

第4条 公立の高等学校の設置者(以下「公立高等学校設置者」という。)は、前条第1項の認定を受けた者(以下「受給権者」という。)に代わって学び直し支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(収入状況の届出等)

第5条 受給権者は、毎年度、知事が別に定める日までに、和歌山県公立高等学校学び直し支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書に保護者等の**所得に関する書類**を添付し、設置者等を経由して県教育委員会に届け出なければならない。

- 2 設置者等は、前項の届出書の提出があったときは、学び直し支援金収入状況届出者一覧(別記第5号様式その1又はその2)を作成し、県教育委員会に提出するものとする。
- 3 県教育委員会は、第1項の届出書及び前項の規定による書類の提出があったときは、支給の可否及び支給額について判定し、設置者等に収入状況の審査結果を通知する。
- 4 前項の判定により、第2条に規定する受給資格を満たさない者と認めた場合は、学び直し支援金の受給資格の消滅について(別記第6号様式)により受給権者に資格消滅の通知をするものとする。
- 5 県教育委員会は、正当な理由がなく第1項の届出書を提出しない受給権者に対して、学び直し支援金の支払の一時差止めについて(別記第7号様式)により通知するものとする。

(学び直し支援金受給資格消滅)

第6条 設置者等は、受給権者が、卒業、退学又は転学した場合には、学び直し支援金受給資格消滅者一覧(別記第8号様式)を県教育委員会に提出するものとする。

- 2 県教育委員会は、設置者等から前項の提出があったときは、学び直し支援金の受給資格の消滅について(別記第9号様式)により、設置者等を経由して受給権者に対し、通知するものとする。

(学び直し支援金の支給停止)

第7条 受給権者は、休学するときには、学び直し支援金の支給の停止を知事に申し出ることができるものとし、学び直し支援金の支給停止申出書(別記第10号様式)を設置者等を経由して県教育委員会に提出するものとする。

2 設置者等は、受給権者から前項の規定による支給停止申出書の提出があったときは、その旨を県教育委員会に通知するものとする。

3 県教育委員会は、前項の規定による通知があったときは、学び直し支援金の支給の停止について(別記第11号様式)により設置者等を通じて当該受給権者に通知するものとする。

(学び直し支援金の支給再開)

第8条 前条第1項の申出をした受給権者は、復学したときには、学び直し支援金の支給再開申出書(別記第12号様式)に第5条第1項の和歌山県公立高等学校学び直し支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書及び課税証明書等を添付して設置者等を経由して県教育委員会に提出しなければならない。

2 県教育委員会は、前項の規定による申出があったときは、支給の可否及び支給額について、判定した上で、学び直し支援金の支給の再開について(別記第13号様式)により支給再開通知又は学び直し支援金の受給資格の消滅について(別記第14号様式)により受給資格消滅通知を設置者等を通じて当該受給権者に通知するものとする。

(支給実績証明)

第9条 受給権者又は受給権者であった者は、学び直し支援金の支給の実績を証明する書類の発行を請求するときは、県教育委員会に学び直し支援金支給実績証明書発行申請書(別記第15号様式)を提出し、学び直し支援金支給実績証明書(別記第16号様式)の交付を受けることができる。

(交付対象及び交付額)

第10条 学び直し支援金の額は、法第5条第1項及び第2項、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号)第3条(第5号を除く。)、第4条第1項及び第2項並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号)第5条第1項及び第2項の規定により算定される額に相当する額とし、第4条の規定に基づき代理受領を行う公立高等学校設置者に対して、第3条第1項の認定を受けた期間のうち、当該年度に係る期間を対象として交付するものとする。

(公立の高等学校に係る学び直し支援金の交付申請)

第11条 学び直し支援金の代理受領等を行う公立高等学校設置者は、和歌山県公立高等学校学び直し支援金交付申請書(別記第17号様式)に学び直し支援金交付申請額内訳(別記第18号様式)を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(学び直し支援金の交付の決定及び通知)

第12条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、その内容等を審査し、交付を適当と認めたときは、学び直し支援金の交付の決定をするとともに、和歌山県公立高等学

校学び直し支援金交付決定通知書（別記第19号様式）により、その旨を公立高等学校設置者に通知するものとする。

（学び直し支援金の交付条件）

第13条 学び直し支援金の交付の決定に付する条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法令及びこの要綱の規定を遵守し、学び直し支援金の交付に関する事務を適正に行うこと。
- (2) 学び直し支援金の交付に関する事務により知り得た個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずること。
- (3) 学び直し支援金の収入及び支出を記載した帳簿を備え経理の状況を常に明確にし学び直し支援金の授受に関する全ての関係書類とともに学び直し支援金を受領した日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
- (4) 事業の執行状況に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従うこと。
- (5) その設置する高等学校の授業料の額を変更したときは、学則その他の授業料の額を証明する書類の写しを速やかに知事に提出すること。
- (6) その設置する高等学校に在学する受給権者に対して、その授業料を減免したときは、その旨を速やかに知事に届け出ること。

（変更交付申請）

第14条 公立高等学校設置者は、第12条に規定する交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、和歌山県公立高等学校学び直し支援金変更交付申請書（別記第20号様式）及び学び直し支援金変更交付申請額内訳を知事に提出し、その承認を得るものとする。

- 2 知事は、前項の変更交付申請書の提出があったときは、速やかに当該申請を審査し、変更の承認又は不承認の決定をするものとする。
- 3 知事は、前項の承認の決定をするときは、必要に応じ、内容を変更し、条件を付すことができるものとする。
- 4 知事は、第2項の変更の承認又は不承認の決定をしたときは、和歌山県公立高等学校学び直し支援金変更交付決定通知書（別記第21号様式）によりその旨を公立高等学校設置者に通知するものとする。

（学び直し支援金の概算交付等）

第15条 公立高等学校設置者は、学び直し支援金の交付を受けようとするときは、別に定める日までに支払請求書（別記第22号様式）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、学び直し支援金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、学び直し支援金交付決定額の全部又は一部を概算払により交付できるものとする。

（実績報告の提出）

第16条 公立高等学校設置者は、知事が別に定める日までに、和歌山県公立高等学校学び直し支援金に係る実績報告書（別記第23号様式）を知事に提出するものとする。

（学び直し支援金の額の確定及び通知）

第17条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書等の書類の

審査等により、その報告内容が学び直し支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき学び直し支援金の額を確定し、和歌山県公立高等学校学び直し支援金確定通知書（別記第24号様式）により通知するものとする。

（交付決定の取消等）

第18条 知事は、次の各号に掲げる事由に該当すると認める場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要綱、交付の決定の内容、これに付した条件又は法令若しくはこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 学び直し支援金を他の用途に使用した場合
- (3) 学び直し支援金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適當な行為を行った場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、学び直し支援金の全部又は一部が必要でなくなった場合

2 知事は、前項の取消又は変更を行った場合には、交付した学び直し支援金のうち当該取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命じるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として交付の決定を取り消し、又は変更し、前項の規程による学び直し支援金の返還を命ずる場合には、返還すべき金額について、公立高等学校設置者に対し、当該命令に係る学び直し支援金を公立高等学校設置者が受領した日から、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 前3項の返還金の支払期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

5 前項の規定は、交付すべき学び直し支援金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

6 知事は、学び直し支援金の交付の決定を取り消し、又は変更したときは、速やかにその旨を市立の高等学校の設置者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。